

第9回 官業民営化等WG 議事録（文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月28日（火）13:00～13:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：国立女性教育会館
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原委員、大橋専門委員、福井専門委員

文部科学省

生涯学習政策局男女共同参画学習課 課長 清水 明

（以下「清水男女共同参画学習課長」という）

課長補佐 小新 敏充

女性政策調整官 根本 幸枝

（以下「根本女性政策調整官」という）

大橋専門委員 それでは、御説明いただければと思います。お願いいたします。

清水男女共同参画学習課長 それでは、よろしくお願いいたします。文部科学省の男女共同参画学習課長の清水でございます。

国立女性教育会館についてでございますが、会館自体は昭和52年に設置され、平成13年度に独立行政法人化されております。

最初に概要を、こういったカラーの資料を後ろに3枚目ぐらい付けてございます。

会館自体は、国連における女子差別撤廃条約、国際婦人年、これが1975年でありましたけれども、女性の地位の向上を目指す世界的な気運の高まりの中で、日本においても女性教育の拠点が必要だといった世論が高まって、当時、国会議員135名を準備員とする、会館の建設の準備委員会が設立され、更に全国の女性関係団体、150団体の応援を受けて昭和52年に設立、開館されたものであります。

その後、男女共同参画関係での動きは国内外さまざま動きがございますけれども、男女共同参画社会基本法、あるいは基本計画の策定などの動きに対応しながら、下の役割のところでございますけれども、女性教育指導者に対する先駆的・モデル的な研修の実施でありますとか、あるいは調査研究、情報、そして交流といった4つの機能を有機的に関連し合いながら女性教育のナショナルセンターとしての役割を果たすといったことで、これまで事業を進めてきているところであります。

しかしながら、国際的に見て、我が国における女性の活躍の度合いはまだまだ低調であるといったこともございますし、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきといった男女の固定的役割分担意識が諸外国と比べても高いといった事情がございますので、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、ますます大事になってきているのではないかと。

そういう中で、国内外の女性関係施設、機関、女性教育の団体などの中核的拠点である

この会館が、特に地方の施設団体からは女性教育のメッカとして大きな期待を寄せられているところでもありますので、そういった意味からの事業については、期待に応えるべく取り組んでいく必要があると考えているところであります。

以下、いただきました質問についてのお答えということで資料を用意いたしましたので、順番に進めたいと思います。まず、現在の会館の民間委託等の現状と今後の拡大の予定ということでございますが、これはこちらの資料に書き込んでありますと同時に、今の色刷りの資料の後ろに横長で「国立女性教育会館における民間委託の状況」というペーパーがございますので、そちらもご覧いただければと思います。まず、独立行政法人化以前から警備とか清掃とかいったような定型的な業務については民間委託を実施してきております。

そして、独立行政法人化後、太字になっております⑨でございますが、会館の利用申し込みでありますとか、宿泊室、研修室の管理などを含む受付・案内業務等については、民間委託の拡大をしてきております。

また、経費の節減のために、これらの委託の業務については、包括的に委託することといたしまして、競争入札で業者を決定しているという状況でございます。

今後の拡大の予定でございますが、横長の表の一番右でございますが、施設の利用料金の収納につきましても、今後は完全に委託し、また、電算システムの保守業務など、残っているものについても委託を進めようと考えております。

これによりまして、資料の右下に二重線が書いておりますけれども、施設の維持・管理についても、法人としての判断とか、あるいは女性教育に関する専門的な知識を要するような業務につきましては委託できない部分がございますけれども、二重線で囲ったもの以外の施設の維持・管理に係る業務については、ほとんど民間委託を実施するといった形で進めていきたいと考えているところでございます。

それから、元の1枚目の資料に戻っていただきまして、1枚目の資料の8 .のところで「更なる民間開放についての見解」のところでございますが、ここにつきましては、法人あるいは施設を完全に民営化できるのかといった質問に対する回答として作っておりますが、まず、第1は会館が、今、実施しております研修、調査研究、情報提供、交流といった主催事業につきましては、国の男女共同参画計画とか、男女共同参画会議の提言など、国の施策と密接に関連する業務を行っているところでもありますし、女性教育に関する専門性が強く求められるところでもありますので、主体事業について民間に実施をしていただくというのは、なかなかないと考えているところであります。

1枚めくっていただきまして、次のページでございますが、主体事業以外に会館では女性教育に関する自主的な学習、研修を目的とする、女性教育の関係者を受け入れて、宿泊、日帰り両方ありますけれども、研修の機会を提供しております。

宿泊施設の維持・管理につきましては、先ほど申しましたように、民間委託の拡大に努めているところでありますけれども、研修を行うに当たって、会館の専門職員が研修の内容・方法について、女性教育の観点から研修の企画段階からきめ細かな助言指導を行って

研修の質の向上を図っているといったところがございます。

こういった部分については、やはり民間ではできない部分かと思っておりますので、そこまですべて含めて民営化するといったことは、なかなかできないと考えているところがございます。

それでは、2つ目の質問でございますが、想定問答形式で横長の表の後ろに入れてあるかと思っておりますが、宿泊研修施設を国が所有するのではなく、民間から借りるといった形、賃借することを原則とすべきではないかといった問いに対する答えでございますが、まず上の1番は、会館が女性教育のナショナルセンターとしての役割を担っているということの確認でございます。

また、実際に女性教育の研修を考えたときに、体系立った一定のボリュームが必要であり、一定期間職場を離れて集中的に研修するといったことが効果的でありますし、また、どこでも研修できるかということ、そういうわけではない。女性教育に関する調査研究、あるいは情報を集積して提供するといった業務を行っております。この女性教育会館で実施をすることで、さまざまな疑問に対して専門の職員が答えられる。また、さまざまな図書などを含めた資料、情報が集まっているといった部分がございますので、女性教育会館において集合して研修していただくということが大変効果的だと考えております。

また、特に宿泊といったものに関しては、研修参加者の声でもありますけれども、人的ネットワーク、全国の女性教育の関係の人が、一緒に宿泊をして研修をするといったことでもってネットワーク形成が促進されるというところがございます。

実際に夜の時間での交流といったことをほとんどの団体が取り入れているといったこともございまして、女性教育会館が女性教育の指導者のメッカと言われているようなところは、こういったところに1つの根拠があるかと考えているところであります。

大橋専門委員 課長、申し訳ないが、簡潔にお願いします。時間の関係もありますので。

清水課長 はい。それでは、民間から借りた場合ということで、最後の5番に書いてありますけれども、会館の主催事業を本来業務に沿った弾力的な使い方ができなくなるのではないかと。研修と宿泊が一体のものということでありますので、そういった必要な配慮ができなくなるのではないかと。

また、後で収支のことが出てきますけれども、民間でやっていただくとなると、宿泊料金を上げざるを得なくなって、かえって利用者の減少を招くのではないかとといったような問題点がございます。

それでは、次の施設の平均稼働状況と事業ごとの収支の内訳でございますが、平均稼働状況は、次のページの上の部分ですけれども、最大宿泊可能数が345人でございますが、平成15年度の宿泊者、合計で約三万三千人というところですので、宿泊施設の利用率としては31.8%になります。

実際には日帰りの利用者もかなりありますので、1日当たりの利用状況で言いますと、1日平均322人が利用しているという状況でございます。

次に事業ごとの収支の状況でございますが、主催事業、こちらは基本的に収益性のない業務でありますので、支出が大きく上回っているところであります。

それから、受け入れ事業につきましては、宿泊料等の収入はあるわけでありましてけれども、女性団体の研修を支援するといった観点から、宿泊料は現在、2,200円程度と低く抑えていることございまして、支出の方が多くなっているという現状でございます。

次でございますが、譲渡ではなく民間委託の場合には、委託契約によって国策の実施の保証は得られるのではないかとということも想定形式で用意してありますが、これも先ほど申しましたように、施設の維持管理についての民間委託の拡大を図ってきておりますが、すべての業務、研修業務とか、そういったものを民間委託できるかといいますと、やはり国策との密接な関連性、高度な専門性に基づく指導、また、相互のネットワークといったような点から、委託契約でもって担保できない部分もあるといった観点で、完全に民間に任せるとすることはできないのではないかとというふうに整理をしております。

その次のペーパーにつきましては、会館の主催しております研修事業、交流事業の概要、また、民間の女性教育団体に対して、文部科学省が国庫補助を実施いたしまして、それで実施をしているものとの類似性といったことについてでございますが、会館の研修事業、交流事業の概要については別紙で付けております。

それから、もう一点、女性教育団体の国庫補助事業であります。平成16年度4団体5事業に対して助成を行っておりますけれども、こちらは団体の設立の趣旨、目的に基づく事業でございますので、構成員の海外派遣事業でありますとか、一般の参加者に対する事業イベントといったものが入っております。国立女性教育会館が行います、広く女性教育指導者を対象にした研修事業、交流事業とは全く異なるものになっております。

また、この国庫補助事業につきましては、平成16年度、今年度限りで廃止をすることになっているところでございます。

最後、アウトソーシングを制限している特別な法令があるかといったことでございますが、これは特にございません。

以上でございます。

大橋専門委員　ありがとうございます。何か。

原委員　1点だけ、話の前にちょっと確認なんです。私自身もこちらの建物ができる75年のころから関わって知っている施設でもあるんですけども、当初の目的から少しずつずれてきているのでしょうか、離れてきているような感じもして、かなり宿泊施設というか、そういうような事業形態のように見えるわけなんですけれども、説明の中でおっしゃりたいのが、女性の社会進出のためのいろいろな教育というのでしょうか、そういった研修とかにアドバイスができるというお話をなさっていらっしゃるのですが、今、施設の利用率が3割ぐらいですね。

その中で、本来的にそういったことで利用なさっていらっしゃるの、どれぐらいの割合になるのでしょうか。

清水課長 今回の利用状況でございますが、どこまでを本来事業と見るかということでありましてけれども、宿泊あるいは日帰りで研修をしていただく団体に、研修内容についてアンケートを取ったものによりますと、女性学が6%でありますけれども、家庭教育、高齢化などをテーマとする家族が6.6%。

それから、学校教育において、男女平等についての学習、あるいは教員の研修を行う、学校教育関係が29.1%。

それから、地域の活動です。NPO、ボランティア活動、環境、福祉などをテーマとする社会生活、家庭生活が10.5%といったものがございます。

それから、統計上は、その他という分類になっておりますけれども、会館の情報センター、図書館を利用したりとか、あるいは女性団体が事業を行うための企画会議とか、講習会とかいったものも10%程度ありますので、本来目的に沿った利用というのが、今のを合計いたしますと、62.2%といったところであります。

それ以外の利用といたしましては、会館がそういった本来目的以外に空いている場合には、もともと研修参加者の交流・リフレッシュのためのテニスコートとか、音楽室といった施設もございます。

空いている場合には、そういったスポーツ、文化施設について支障のない範囲で、地元の方の利用が多いわけですがけれども、一般の利用に供しているといったことがございますし、空いている場合でありますけれども、企業の初任者の研修といったところで貸しているといったものもございます。そういった状況でございます。

大橋専門委員 課長の説明を、これから少し教えてもらおうと思っておりますけれども、一番の根本は国立女性教育会館が行っている事業を民間でやらせると、女性教育のナショナルセンターとしての拠点と言われなくなると、そういう懸念をおっしゃっているのだろうと思うのだけれども、そういう女性教育のナショナルセンターが民間団体、しっかりした団体だったらいいではないですか、なぜ民間団体になればナショナルセンターではなくなるんですか。

清水課長 大きくは、先ほどの。

大橋専門委員 別の言葉で言えば、民間団体よりは、女性教育において国の方がしっかりしているよということを言っているわけですね。本当にそうなんですか。

清水課長 まずは、国策と密接に連携したということがあるんですけども、男女共同参画社会の基本法ができて、またその基本計画ができて、基本計画の中の教育部分のところに、学校における男女平等教育など、文部科学省の施策と併せて、国立女性教育会館における女性教育といったものが、基本計画の中でまず位置づけられております。

ですから、国策に沿って進めていただいているということがあって、具体的には、新しいテーマですね、男女共同参画会議という国の会議の中で、例えば最近では女性のチャレンジ支援ということが大事だと、上へのチャレンジとか、あるいは違う理工系の分野への横へのチャレンジとか、再チャレンジというようなこと。そういったような新しいテーマ

に応じて、地方の女性の指導者に研修をしていくというようなこと。

それから、ドメスティック・バイオレンスといったような問題があって、また法律が変わったと。これについて地域の相談員の方の研修を急いでやっていこうというようなときに、やはり政府、内閣府を中心にして文部科学省が教育を担当しておりますけれども、そちらと密接に連携して情報を提供しながら柔軟にやっていくということが、独立行政法人がやりやすいんじゃないかということ。

それから、実際に会館の職員につきましても、そういった女性教育、社会教育が多いので、社会教育主事ということで、女性教育に長く携わってきた方とか、女性教育の研究関係でもっている方もいらっしゃいますので、そういった部分は、やはり国の機関としてこれまで培ってきた伝統と、独立行政法人としてやってきた3年、4年の流れの中で持ってきたノウハウと、それから関係者とのネットワークといったものがございます。その部分は、民間には全くない、この会館だからこそ持っているノウハウだと考えております。

大橋専門委員 男女共同参画という国の重要政策の目的を実現するためには、本来ならばいろいろの方法があると思うんです。国自らがその政策を実施するというやり方。それから、現在やられているように、独立行政法人という国とは別の人格にやらせる方法。

それからもう一つの方法として私どもが提案しているような民間団体にやらせるということ、仮に民間団体にやらせたからといって、国の重要政策である男女共同参画という政策がそのことによって損われるということは全くないと私は思っているんです。課長の説明は、それは民間団体にやらせると、国の重要政策の実現が損われるということを行っているのに等しい御主張だったと思うんですね。そこは、私は全く違うし、もし課長が言っているように、国の機関、あるいは国の公務員でなければ、あるいは独立行政法人でもいい、そういうのでなければ国の重要政策が実現しないと思っていたら、是非直してほしいと思うのです。

原委員 もう一点、ちょっと簡単なところで大変気になる記述ですけれども、借りることはどうかということのお答えのところ、仮に民間から借りた場合、民間の判断でやってしまうと、受け入れ団体を優先、優遇することができなくなるというようなことは、それは全く違うのではないかとこのように思っていて、それから3番のところも「宿泊料金を上げざるを得ず」「利用者の減少を招き」というのも、非常に断定的に書かれていますけれども、やはりこれも必ずしもそうは言えないというようなところがあって、論拠としては全く違うような感じがいたしますけれども、民間だとだめだというところが、今の大橋委員の御発言もそうだけれども、何か少し整理の仕方が違うのではないかなという印象を持ちますけれども。

大橋専門委員 今の原先生のお話にやや関連すれば、例えば2枚目の受け入れ事業だと思いますけれども、この受け入れ事業について、民間でやらせると、今、非常にプログラムの企画段階からきめ細かな助言云々をやっているのだから、これは民間ではできませんということを行っているのですが、なぜ民間ではできないというふうに主張されるのです

か。

清水課長 幾つかありましたけれども、最後の受入事業に関してですけれども、例えば女性団体の方が、そこで研修を行うといった際に、例えば地域で実際に活動されている方が集まってきてという研修になるかと思imasるので、最新の情報をとということであれば、先ほど言いましたようなドメスティック・バイオレンスについての最近の動きとか、それから女性のチャレンジ支援といったものについて、政府の動きがあり、また会館はそういった女性のチャレンジについての調査研究をし、情報収集をしているといったものがござります。

そういった最新の情報、全国的な情報もあれば、外国の情報もあれば、それを提供して、例えばこういった文献がある、こういった講師がいる、あるいは情報などであれば、会館の職員自身が講師になるといったような形での指導・助言ができます。

いわゆる会議の運営とかいったことであれば、民間でもあるかと思imasけれども、女性教育についての専門性の高い指導・助言という点では、民間にないノウハウをこの女性教育会館は持っているというふうに考えておりますし、今のシステムが女性教育についてのノウハウを実際に蓄積して使っていくものとしてはいいやり方だと思っているんですが。

大橋専門委員 どうぞ。

福井専門委員 これは利用者向けのパンフレットとかを今お持ちだったら見せていただきたいのですが、併せて、研修ですが、主催者として行われている研修でここに宿泊なり利用される方と、それからほかの団体の主催する研修で、まさに場所貸しだけされているケースと、それぞれ何件ずつぐらいですか。あるいは延べ何人ずつという形でも結構ですけれども。

後ほど正確なデータをいただきたいと思imasますが、大体どれぐらいどっちが多いのですか。

清水課長 主催事業でやるものと、それから受け入れ事業といったことでやりますと、数としては、受入事業の方がかなり多くなります。

福井専門委員 場所だけ貸している方が圧倒的に多いわけですね。

清水課長 そのこのところが場所だけ貸しているということではなくて、そこで研修をするという申し込みがあったときに、研修の内容についても関わってやっておりますので、場所だけ貸しているということについて、ちょっと。

福井専門委員 ちょっと待ってください。研修の内容についてどう関わっているのですか。

清水課長 ですから、女性教育に関しての女性教育の指導者について、女性教育の研修を行いたいという形での申し込みがなされたときに、勿論、団体の希望があります。ですから、非常に全般的に研修をしたい場合もあるでしょうし、新しい動きについてのドメスティック・バイオレンスとか、上へのチャレンジとか、あるいは学校教育において。

福井専門委員 だから、もともとの研修企画に対して、こんなのではだめだから講師を

替えなさいとか、テーマを替えなさいとか、そういう指導をした上でないと受け入れないんですか。

清水課長 出していただいて意見をすることではなくて、むしろ研修をやりたいという企画の段階から相談すると。

福井専門委員 企画の段階から相談を受けているものは、その受け入れの中で何割ぐらいあるのですか、あるいは何%ぐらいあるのですか。

清水課長 それは大きいもの、小さいものがありますので。

福井専門委員 そこを正確に教えていただきたいと思いますが。すべての受け入れ事業の中で、企画段階で相談に乗ったもの、やりとりの文章等が残っているものに関して教えていただけますか。

要するに、本当に、さほど専門的な知識を持って、ノウハウが他に類がないとおっしゃるのであれば、やはり受け入れ事業に関して何らかのノウハウを提供されているということにつながっていないとおかしいわけですね。

今、おっしゃったようなことからすると、どういう形で、どういう情報を提供して、それがいかなる意味で採択されていて、そういうことを併せて教えていただけますか。

逆に言えば、もう企画を決めて、要するに宿泊施設、研修施設として場所だけ貸してほしいと、具体的な相談は必要ありませんというものがどれだけあるのかということも併せて教えていただけますか。

その上でなのですけども、女性教育に関する専門的知見を有する職員とありますが、これはどういう方ですか、どういう資格なり学歴なりで、どういうトレーニングを受けた方ですか、具体的に教えてください。

清水課長 会館の職員自体は、今、正規職員 28 人ではありますが、管理系の職員については全体の管理。

福井専門委員 そんなことは聞いていません。専門的知見を有する職員の、例えば女性教育に関する博士号を持っている方は何人いるのですか。

根本女性政策調整官 博士号ということではなくて、例えば社会教育主事の資格を持って。

福井専門委員 だから質問に答えてください。博士号取得者はいるのですか、いないのですか。

根本調整官 確認いたします。

福井専門委員 修士号取得者は。

根本調整官 そちらも確認いたします。

福井専門委員 学部で女性教育に関する専門的知見を習得した方は何人ですか。

それから、卒業後、ないしはこの会館に採用後、いかなる意味で専門的知見のトレーニングを受けているのですか。何年間、どういうところで、どういう研修を受けているのか、全部具体的に教えていただけますか。採用後の研修とか、そもそもやっているのですか。

根本調整官 会館の中で研修を行っておりますので、そこにつきましてもまた後日。

福井専門委員 おおむねどのような内容ですか。細かくは後からで結構ですが。

根本調整官 男女共同参画のそもそもの話から、あとは会館がいろいろ調査研究をしております成果につきましても、一部の職員ということではなくて、会館の中の職員全員がわかるようにというような形の研修もしているところでございます。

福井専門委員 何日間ぐらい、どういう形で。

根本調整官 確認いたします。

福井専門委員 男女共同参画がいかなる概念かなどということは、専門的知見にも入らないですし、この専門的知見とおっしゃるのであれば、それにふさわしい何らかのトレーニングが必要なわけで、ホームページから取れるような情報をみんなで共有していますというものの、一体そのどこが専門的知識ですか。全く理解できませんけれども。

それから、利用者の相談に随時対応できるよう相談窓口を設置とありますが、相談窓口というのは、どういう形で開いていて、だれがそれを対応していて、稼働率はどれぐらいあるのか教えてください。

清水課長 相談窓口と言いますのは、事業課の中に専門職員がおりますので、専門職員が対応しているといったことになります。

福井専門委員 その専門職員とはどういう方ですか。先ほどから何度も出てきていますのですけれども。

清水課長 社会教育的な手法ですので、専門職員の多くは社会教育主事資格を持ち、その社会教育の中でも女性教育、婦人教育についての経験を積んでいるものが中心になります。

福井専門委員 その経験を積んでいる方のノウハウは、要するにこの研修宿泊施設の中にいるその方だけの独自のものであって、ほかには一切真似ができないものだとおっしゃっているのですか。さっきからの一連話はそういう御主張に聞こえるのですけれども、そういう意味ですか。

清水課長 個人の資格などの能力と合わせて、会館では女性教育に関する調査研究、情報の収集。

福井専門委員 調査研究の成果というものはどういうのがあるのですか。例えば、レポートにされているとか、あるいは学会誌で審査付き論文で掲載されているとか、あるいはシンポジウムで報告されているとか、具体的に証拠のあるものだけ後ほど教えてください。

清水課長 調査研究の成果は出しております。ただ、調査研究というのは、大学の学術研究とはまた違いまして、むしろ地域の女性団体などが役立つような実践的な調査研究という形になっておりますので、公表の仕方としては、そういった学会誌に載せるというよりも、地域の女性センター、女性団体の方に普及していくといったような形を取っております。

福井専門委員 それでも結構ですので、具体的にどういう中身のものが、どれぐらいの

頻度でつくられているのか。

併せて教えていただきたいのは、そういう種類の知見は、国立女性教育会館が行った調査であるがゆえに、ここにのみによってなされ得るようなものだという御主張に聞こえますから、それがいかなる意味でそうなのかということをお教えいただけますか。他の民間団体、あるいは民間の、あるいは国立も含めて学術研究者やその団体によっては何ゆえになされないのか。

一般論として、今、教えていただけますか、何でできないのですか。何で国立教育会館の専売特許なのですか。

清水課長 まず、国立女性教育会館というところが、女性教育に関する研修を行うと同時に調査研究を行う。また、情報の収集提供を行うと。そして、全国の団体が集まってきた交流を行うと、その4つの機能を併せ持っているというところが、大学の研究機関などにはない大きな特色であります。

福井専門委員 併せ持っていないと、今、現に営まれているような調査研究成果には絶対に達しないのだということではないと、おっしゃる論旨は成り立たないわけです。だから、その具体的な理由をお教えいただきたいということです。

清水課長 地域の女性団体の現状、また女性の団体の方とも実際に接触があり、そういったところで研修をしているということをお踏まえて、そういった団体にとって求められるテーマを選び調査研究をしていくと。

福井専門委員 民間団体だったら接触できないのですか、地域の女性団体とか、女性教育団体との接触というのは、現行制度では教育会館の人以外には禁じられているのですか。

清水課長 禁じられているということではなく、女性教育会館が女性団体の全国的な拠点として、全国の女性団体から認知をされ、実際にそこに集まってきていただいていると。

福井専門委員 認知とはどういう意味ですか、団体から何か許認可でも得ているのですか。

清水課長 それは全国の女性団体、例えば地域の婦人団体とか、さまざまな女性団体の方の意識ということで。

福井専門委員 意識調査の結果でもあるのですか。ここにしか頼みたくない、ほかでは自分たちは信頼して調査研究成果などが得られないという結論を示す意識調査結果はあるのですか。

清水課長 意識調査という形ではございません。

福井専門委員 では、何で意識がわかるのですか、調査もされていないのに。

清水課長 私どもそういった女性団体の方と日常的に接触しておりますし。

福井専門委員 だれが、いつどの場でここにしか頼みたくないとおっしゃったのか、固有名詞は結構ですから、具体的に日時も含めてどういう方がどうおっしゃっているのか教えてください。

清水課長 例えば今回の。

福井専門委員 後ほどで結構です。今、覚えていらっしゃるわけではないでしょうから。それから、利用者の相談とか、専門的知見ということなのですが、今、お聞きしていると、要するによく接しているからたくさん知っているのだということをおっしゃっているにすぎないような気もするのです。ノウハウが蓄積しているということは、頻度が多くていろんな団体と接していて、その経験をきちんとデータベース化するなり、情報収集を整理する形で保有していればいいと、そういうことをおっしゃりたいわけですか。要するに、たくさん事例を知っていて、接触する相手も多ければ、それだけ情報量が豊かになりますね。だからいいんだということをおっしゃりたいわけですか。

清水課長 それだけではなく、会館では女性教育に特化した形での調査研究なども行っております。

福井専門委員 では、女性教育に特化した調査研究を行っていいのでしょうか。それと教育会館でなければならないということと何の関係があるのですか。

清水課長 女性教育会館において。

福井専門委員 ここがそれをやっているということはだれも否定しませんよ。そうじゃなくて、ほかに同じことを継続反復しているような女性団体と接触して、ノウハウを吸収して、更に今おっしゃった意味での専門的な調査なりをやっているところがあったとして、それが民間であったとしても、そこにやらせて一体何の支障があるのかということをお伺いしているのです。

清水課長 まずは、私どもの認識としては、そういった形で類似の業務をやっている民間といったものはないと思っております。むしろあるとすれば、それぞれの都道府県、市町村での男女共同参画センターとか、女性センターといったところは、その地域の女性団体が集まってやるといったようなことで、ある程度似た機能を持っていると思っておりますが、純粋な民間でといったことではないと思っております。

福井専門委員 純粋でなくてもいいのですけれども、要するにこの教育会館以外にはないとおっしゃるから、それはそんなことはないのじゃないですかということ。今、おっしゃったように現に都道府県でやっているところはあるわけでしょう。それはNPOかもしれないし、財団法人かもしれないし、いろいろあるわけ。だったら、例えばそういうところが手を挙げて、全国組織のここだって運用したいということがあるかもしれない。やらせてあげて何の支障がありますか。

清水課長 勿論、今、地域の例を挙げましたけれども、地域の女性会館といったところでも事業はやっておりますけれども、ここは国立女性教育会館がやっているものとは大きな違いがあります。調査研究の機能といったようなものは地域ではほとんど持ってありませんし、持っていたとしても、それぞれの地域性、地域でのものをやっておりますし、情報といったものについても全国的、国際的な情報を集めているのはここしかありません。

福井専門委員 だから、この業務をまさに引き継ぐことになったら、全国的、世界的なことを集められるし、今までのノウハウも使えるじゃないですか。今やっているから、

それ以外は入れないという以外の何の理由があるのですか。全く理解に苦しむ論拠のオンパレードだと認識しましたが、なぜここでなければならぬのかということに端的にお答えになる論拠が1つもないというふうにお見受けするのですけれども。

鈴木主査 受け入れ事業の判断は譲れないというふうにおっしゃっているけれども、受け入れ事業で断わったケースはあるのですか。あなたの団体はだめです、ここでは勉強してもらわねばいけませんということで断わったケースというのはあるのですか。

清水課長 具体的に今は持ってありませんけれども、例えば政治的な特定の政党を応援するとか、あるいは宗教的なものとか、そういったようなものであれば、それは利用できないという形でお断わりするケースがあると。

福井専門委員 いや、事例をお聞きしているのですよ、一般論ではなくて。申し込みがあったけれども、拒否したものがあるのか、ないのか。

大橋専門委員 受け入れ決定の基準みたいなものがあるんですか。

根本調整官 今、課長がおっしゃいました件につきましては、利用規則の中に盛り込まれているものでございますので。

大橋専門委員 それはどのような内容なんですか。

根本調整官 専ら宗教とか、政治活動を行う団体についての利用は受け入れられないというようなこと、趣旨はそういう意味でございます。

大橋専門委員 そういうものであれば、何も国の公務員がやらなければ、その基準が守れないというものではないでしょう。宗教的な性格かどうかという判断というのは、民間にやらせても判断ができると思いますけれども。民間にやらせると、受け入れ申請をしてきた団体というのは、どうも政治的な色彩とか、宗教的な色彩があるから、民間だとだめと言えないと、そういうことは言えますか。

清水課長 ちょっと誤解があったかもしれませんが、これは1件1件の申し込みごとに全部正規の職員がやっているということではなくて、そういった問題があるようなケースがあった場合には、委託先ではすべてできないので。

大橋専門委員 それは1件1件やった上で問題があるものでしょう。やはり1件1件やっているのでしょうか。そして、かつ利用者の受け入れ決定に関する業務はだめだと言っているのですから。

清水課長 基本的には申し込みを受け付けするということは、すべてもう既に委託をしております、ここについては微妙なので判断が必要だといったようなものについて、正規の職員のところには相談が来るといった形であります。ですから、全部のものについて、全部正規の職員に上がってきているということではありません。

福井専門委員 だから、元に戻りますが、微妙だということで相談を受けて、これはノーだといったケースがあるんだったら、具体的にどういうケースなのか、後ほどでもいいですから教えていただけませんか。

鈴木主査 受け入れ事業と主催事業で随分収入の差があるのですけれども、さっき受け

入れ事業の宿泊は2,200円とかおっしゃっていましたがね。主催事業の場合には宿泊者に対してどうなのですか。

清水課長 主催事業の場合には1,000円で宿泊をしていただいております。

福井専門委員 あと、さっきお願いした利用者向けパンフレットを、今、見せていただけませんか。

鈴木主査 もう一つ念を押させていただきますが、単純な宿泊の申し込みは受けておられない、研修に伴った宿泊しか受けていないのですか。

清水課長 施設が空いている場合には、一般の利用に供するといったことがありますので。

鈴木主査 それは幾らで受けるのですか、一般の利用に供する場合の宿泊代は。

清水課長 宿泊料は同じ2,200円になります。

鈴木主査 随分安いホテルになるということですね。

清水課長 宿泊料については、立地条件を踏まえて考える必要があると思います。また、申し込み期限に差をつけるなど、女性教育の振興という目的内の利用を優先して空いている限りという形で受け入れております。

鈴木主査 そうすると、一番上の宿泊利用率が31%というのは、どう読んだらいいのですか、研修の宿泊者の率というように読んだらいいのですか。

清水課長 これは全体です。

鈴木主査 ということは空室率が随分多いですね、一般の宿泊も受け入れた上での空室率としてはかなり多いですね。2,200円で3割稼働だということですね、これはどういうことですかね。

原委員 場所が非常に辺りなところにあるというのが一番大きいですね。だから、何かまとまったの研修というようなところでしか、なかなか利用がないのだろうという感じがいたしました。

それから、スタートした時点では、男性はだめだというふうに言われて断われたりしておりました。75年当時ですけれども。

だから、今のお話をお聞きしていると、宗教とか何とかというような感じだと、それは今はどこのホテルでも、ほかの民間と全く同じような感じに聞こえてしまうというところがありますね。

私としては、もう一点なんですけれども、確かに75年当時スタートするときに嵐山につくりましたときには、男女共同の参画を目指してということ、このとおりだったという感じがしているのですけれども、やはり25年、30年近く経つてくると、徐々に変容してきているような感じがしております。運営方針とか、そういうものは一体どこが決める、独立行政法人になったので、それぞれの役員というのでしょうか、そこなのかなというように思うのですけれども、運営方針というのもどこで確定していくことになるのかというのもお聞きしたい。

ちょっと鈴木さんの質問を横から入ってしまって、済みません。

清水課長 中期目標につきましては、5年間の期間でもって文部科学大臣が定めまして、また中期計画をそれに基づいて法人が定めるということでもありますので、13年度からの現在の期間につきましては、国立女性教育会館は女性教育に関する、説明いたしました4つの機能を通じて、男女共同参画社会の形成を目指すといったことを大きな目標として掲げているところです。

原委員 だから、何かもう少しやりようがあったのだろうなと思って、今、やはり男女共同参画社会になっていないと思うので、やはり30年間、もっと違う運営方針の下におやりになると、また違うような世の中というのでしょうか、少子化のことも考えると、色々なことが考えられたのではないかなとは思うのですね。

済みません、ちょっと感想的な意見で。

鈴木主査 25年も経って、男女共同参画というのは定着してきている。そして元来そのシンボルであったはずの宿泊施設は、それほどプレステージが高いものではなくていゝる、それが宿泊率に表われており、31.8%、それも普通に泊まる人も含めてそうなのだ。利用率は低いと。それに国庫は5億円をつぎ込んでいる。そういう施設を民間に委託しても採算が成り立つのですかね。

福井専門委員 基準自体が民間でできないようなことをやっていいのですかということにもつながるわけですね。

鈴木主査 それと、この会館を継続する必要があるとしたら、もう少し効率的にやれる民間に委託したら、例えば5億が4億になるかもしれない。それによって本来目的としていた男女共同参画というものの教育というのが損われることはありえないということは、さっきからの議論ではないではないかと思えます。

そうとしたら、維持したいのだったら5億をもっと少なくして、そして同じ、あるいはそれ以上の成果を取れるという道を考えていかないと、衰退の一途をたどっている国によるビジネスの典型となってしまうではないかと言われたらどう考えます。というのが、この問題のポイントですかね。

大橋専門委員 今の鈴木主査の発言にやや関連しますけれども、私どもの問題意識は、主催事業、それから受け入れ事業、情報事業、それから調査研究事業、4事業パッケージで民間事業者でやってもできるのではないかと。またやるべきではないかという問題意識なのです。それに対して、課長の反論は2つあります。

1つは、民間に女性教育会館の運営を任せると、国の重要政策である男女共同参画という政策の拠点が失われる、あるいは損われる、そういう懸念があると。

しかし、これについては、私が最初に言ったように、そういう心配はありませんよということをおし上げました。

2番目におっしゃったのは、民間にやらせ得るような、現在の国立女性教育会館がやっているレベルのサービス、あるいは事業の内容といたしますか、それにふさわしいような、

あるいは等しいようなレベルの事業、サービスをやる民間というのはどうもいませんよということをおっしゃっているような気がするのですね。それが2番目の反論です。

しかし、2番目の反論について言えば、これは今の国立女性教育会館がやっている、先ほど言ったように、かなり専門的知識を持っているというようなことをおっしゃったけれども、その専門的知識というのは、本当にハイレベルと言いますか、やや失礼だけれども、それほど高いレベルのものでなくて、民間にも、例えば大学の先生だとか、そういう人を女性教育をやっている先生方、あるいは民間の全国的な婦人教育団体というのは何か所かあるはずですね。そういうところにおられる方とか、そういう人たちを動員することによって十分対応できるというふうに私は思うのです。

したがって、結論的には、民間に国立女性教育会館の4事業をパッケージで民間開放しても何の支障もない。また、民間にできることは民間にという、むしろ国の大方針、大政策に合致しているということですね。

大橋専門委員 もう時間もまいりましたので、いろいろな要求した資料をお願いいたします。

清水課長 わかりました。最後に1つだけ、今回の見直しにおきまして、勿論、女性教育会館も地方と、それから大学、民間の女性団体といったところとネットワークを組んでやっておりますので、そういった地方にできることは地方に任せて、国でしかできないことに集中して、そちらに重点を置いていこうという意味で見直しは進めております。それが1つ。

それから、特に関係の深い地方の女性センター、あるいは大学の女性関係の研究者、女性団体といったところから、むしろ女性教育会館の4つの機能については、やはり大事だと、自分たちではできない、ここだからこそできるのだということで、そういった関係者からも非常に強く期待されているというふうに考えております。

福井専門委員 そこは単に御主張を証拠なく連呼されても意味がないので、だれがどの場で言っているのかということを確認しているとおります。

清水課長 わかりました。では、そういった関係の資料を用意はさせていただきます。

福井専門委員 その場合には、これからひょっとしてどこかに頼んで、これを支持する見解を出してくれとおっしゃるのかもしれないけれども、そういう議論ではなくて、今、ここで論じられたような、なぜ必要なのかということにちゃんと着目して、それを内在的に理解した上でのニーズを聞かせていただきたいと思いますと思うのです。あるのであればですが。

大橋専門委員 ありがとうございます。